

【河川】第8回高瀬川大規模氾濫時の減災対策協議会を開催しました！

令和3年9月14日
高瀬川河川事務所

1. 概要

- 高瀬川で発生しうる大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国が連携して、減災のための目標を共有し、対策を一体的かつ計画的に推進するため、H28年5月13日に減災対策協議会を設立しています。
- これまでの取り組み方針は令和2年度までに実施する事を目標として取り組みを進めてきましたが、取り組み方針策定から5年が経過したため、未達成の施策・新たに追加する施策等を盛り込み、令和7年度まで推進する事を目標とし、今年度末までに新たな取り組み方針を取りまとめることについて確認しました。

2. 日時／実施状況

- ・日 時：令和3年9月14日（火）15：20～15：40
- ・場 所：WEB会議
- ・出席者：七戸町長、六戸町長（代理：副町長）、東北町長、六ヶ所村長（代理：原子力対策課長）、青森地方気象台長（代理：観測予報管理官）、青森県 県土整備部長、高瀬川河川事務所（所長）

3. 議事内容

- ・(1)「高瀬川の減災に係る取組方針(案)」について
- ・(2)その他



WEB開催の状況

4. 主な意見、コメント

- ・今年度末までに令和7年度までの取組方針を策定する。
- ・減災対策の目標を令和7年度までとし、これまで未達成のもの、今後新たに追加する予定の施策メニューについて達成できるよう取組を進めていく。
- ・取組内容、時期について市町村と個別に打合せを行い整理を進めていく。
- ・減災対策は水防法に基づき、国・県・市町村と連携し取り組む事が重要。